

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



宿題は海無し、空港無しの栃木県にとっては、あまり馴染みの無い選択肢もあったかと思います。それでは、さっそく見ていきましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物はどれか。

- (1) 輸入廃棄物
- (2) 航行廃棄物
- (3) 携帯廃棄物
- (4) し尿
- (5) 浄化槽汚泥（めん類製造業からの排水を併せて処理している）

### 【解説】

法第2条第4項第2号に輸入された廃棄物は産業廃棄物とする旨の規定がある。

これは、一般廃棄物の処理原則が市町村にあることから、輸入地の市町村に負担がかかることは適当ではなく、輸入者の責任において処理されることが適当である旨が、この条文ができた平成6年の通知にある。（平成6年2月2日衛環40号厚生省課長通知）

しかし、航行廃棄物と携帯廃棄物については、現状においても問題が生じていないこと等から輸入廃棄物から除外した（すなわち、産業廃棄物でないので一般廃棄物）経緯がある。

「し尿」は人間の糞便であり、典型的な一般廃棄物である。

浄化槽は浄化槽法施行（昭和60年）以前は「し尿浄化槽」と呼称しており、数的には圧倒的にし尿のみを処理する単独処理が多かった。そういった経緯もあり、浄化槽汚泥は一般廃棄物として扱われてきている。近年、雑排水も処理できる合併処理浄化槽が発達し、平成12年からは食品製造業に限定ではあるが、事業場排水の受入れも可能としている。

こういった製造業の排水を併せて処理する場合であっても、浄化槽汚泥については一般廃棄物とする旨の通知がなされている。（平成12年3月31日衛浄20号厚生省課長通知）

正解（1）

平成の初めに国際間の廃棄物（有害物）の移動が問題になり、バーゼル条約ができました。それにあわせて国内法の廃棄物処理法も「輸入廃棄物」という規定を作った。これを前述「解説」にあるとおり産業廃棄物と規定したんですけど、「じゃ、パイロットやCAさんや乗客のウンチやおしっこまで産業廃棄物にするのか」となったんですね。そこで、「航行廃棄物」という規定をつくった。さらに、「じゃ、乗客が外国で食べたお菓子の包み紙がポケットに入ったままで入国したら、それは何に該当するか」となって「携帯廃棄物」という概念を規定した。BUNさんに言わせれば、「そんな些細なことどうでもいいじゃないか」と思うのです。この輸入、航行、携帯廃棄物の条文を作ったことで、これより後の条文が非常に判りにくくなってしまったんです。

## ～廃棄物処理問題～

その一例を前回の「ばいじん」でご紹介しましょう。

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。・・・中略)

チ 第二条第十二号に掲げる廃棄物(事業活動に伴って生じたものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物の焼却に伴って生じたばいじんであつて集じん施設によつて集められたものを除く。次号、第七号及び第九号、第三条第三号並びに別表第一を除き、以下「ばいじん」という。)であつて次に掲げるもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)及び当該ばいじんを処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)

(1) ばいじん(国内において生じたものにあつては、別表第三の二の項に掲げる施設において生じたものに限る。)であつて、水銀又はその化合物を含むもの

これは「水銀を基準値以上含有することによって特別管理産業廃棄物になるばいじん」の規定です。この文章を読んで理解しろ、という方が無理だって感じです。

この問題のもう一つの注目点は「製造業の排水を併せて処理する場合であっても、浄化槽汚泥については一般廃棄物とする」という運用です。

排水自体は廃棄物処理法ではなく水質汚濁防止法で規制するのですが、それでも元々事業活動で排出される排水は「廃酸」か「廃アルカリ」ですから、これが形を変えて一般廃棄物になるというのは廃棄物処理法に慣れ親しんだ身としては違和感がありました。まあ、それまでの経緯や人糞が入るので「一般廃棄物」としたってところでしょうね。

今回は解説が長くなってしまいましたので、宿題に移りたいと思います。  
実務で関係する方も多いと思います。「保管基準」の問題です。



### 宿題Q

次のうち、屋外において容器を用いずに廃棄物を保管するときの基準である「積上げ勾配」として正しいものはどれか。

- (1) 四角錐(ピラミッド形)に積み上げるときは、最高高さは一辺の長さと同じだけ積み上げることができる。
- (2) 円錐状に積み上げるとき、円の直径が20mの場合の最高高さは5mまで積み上げることができる。
- (3) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端を通り水平面に対し上方に約66%の勾配まで積み上げることができる。
- (4) 地盤面と廃棄物の積上げ斜面の角度が約50度まで積み上げることができる。
- (5) 横3に対して高さ2、すなわち「3:2勾配」といわれる高さまで積み上げることができる。